

子ども医療費助成制度のしおり

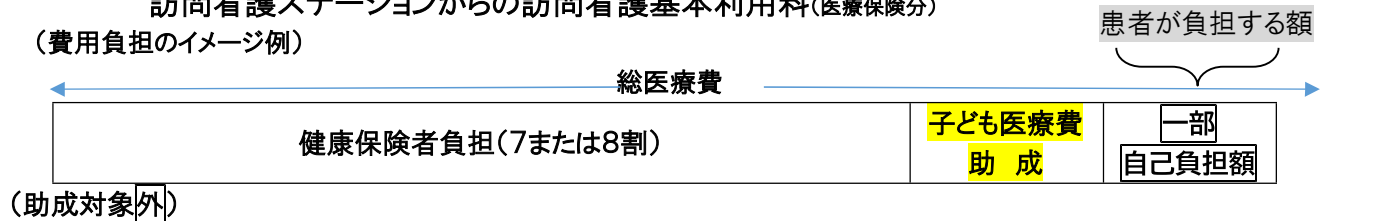
令和8年4月～

子ども医療費助成制度は子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として所得制限を設けず、岸和田市が実施しているものです。最新の情報は市のホームページ等でご確認ください。

1 助成の対象者

岸和田市に住所を有し、健康保険に加入している0歳～18歳に達した日以後における最初の3/31までの者

- ## 2 助成の範囲
- 通院・入院にかかる保険診療一部負担金(入院時食事療養費・保険薬局にて薬が処方された場合も助成対象) 訪問看護ステーションからの訪問看護基本利用料(医療保険分)
- (費用負担のイメージ例)



保険診療外の費用(健康診断料・育児相談料・予防接種料・薬容器代・診断書料・入院時の差額ベッド代・歯科の自由診療代等)

3 医療費助成方法

(1) 「大阪府内」の医療機関で「健康保険資格が確認できるもの」と「子ども医療証」を提示する場合

一部自己負担額(1医療機関あたり1日 500 円(保険適用後の金額が 500 円未満のときはその金額)) を医療機関にお支払いください。

同一医療機関で支払う一部自己負担額は1か月に2日(最大 1,000 円)までとなります(3日目以降の負担額はありません)。

但し、薬局(院内薬局を除く)、入院時食事療養費の一部自己負担額の支払いはありません。

※大阪府内・大阪府外に関わらず入院等により高額な治療を受ける際は、加入している健康保険で発行される「限度額適用認定証」の提示が必要となる場合があります。詳しくは健康保険にお問合せください。

(注)下記の場合は、別の医療機関での受診とみなし、それぞれで一部自己負担額の支払いが必要となります。

- ・同じ医療機関で「歯科診療」と「歯科診療以外」を併せて行った場合
- ・同一月に同一医療機関で「入院」及び「通院」の診療を受けた場合

(2) 下記表に当てはまる場合、別途、払い戻しの手続き(償還払いの申請)が必要です

必要書類(次ページ記載)を添えて、申請書を子育て支援課又は各サービスセンター(支所含む)に提出してください。審査後、原則、申請された月の翌月末に指定の口座に振り込みします。また、振込日及び振込金額を記載した通知書を郵送します。

償還払いで医療費を助成する場合	償還(払い戻し)金額
大阪府外の医療機関を受診した場合 子ども医療証交付前 又は 医療証を提示しないで受診し、医療機関等で精算手続きができない場合	【保険診療一部負担金(通常は総医療費の2又は3割)相当額】—【一部自己負担額】
治療用装具*の代金を支払った場合 *弱視等の治療用眼鏡(9歳未満)、上下肢・靴型・靴型・体幹等の装具等	【支払額】—【健康保険からの給付額(通常は支払額の7又は8割)】 ※自己負担額が発生する場合があります
医療費を10割負担した場合(健康保険資格が確認できるものを提示しなかった場合等)で、医療機関で精算手続きができない場合	【総医療費】—【健康保険からの給付額(通常は総医療費の7又は8割)】—【一部自己負担額】

手続きに必要な書類等

- ① 届出者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証等)
 - ② 領収書原本(受診者名・診療日・保険診療点数・医療機関名の記載があるもの)
*治療用装具の代金を支払った場合や医療費を10割負担した場合の領収書は写しで可。
 - ③ 保護者名義(父又は母)の振込先口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)
 - ④ 子どもの健康保険資格が確認できるもの(「適用開始年月日又は資格取得年月日」「記号・番号」「保険者番号」「被保険者」全ての記載があるものに限る)
(例)「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等
 - ⑤ 子ども医療証
- ①～⑤に加えて

(治療用装具の代金を支払った場合) 医療機関から発行される意見書(指示書・処方箋と呼ばれることもあります)(写し)
健康保険から発行される療養費支給決定通知書等

(保険証を提示せずに受診(医療費を10割負担)し、病院で精算できなかった場合) 健康保険から発行される支給決定通知書等

裏面あり

(高額療養費や療養費附加金等の給付がある場合) 加入している健康保険から発行される支給決定通知書等

(3) 1人の子どもの一部自己負担額合計が月2,500円を超えた場合

対象の方に申請書を郵送しますので、口座情報等を記入のうえ提出していただくと、超過分を振り込みします。 なお、次回以降、2,500円を超過した月が発生した場合は、申請時の口座に自動的に振り込みします。	償還(払い戻し)金額: 【一部自己負担額合計】 - 2,500円
--	---

- *1 一部自己負担額には保険診療外費用を含みません。
- *2 上記の対象となるのは、令和6年4月以降の受診です。
- *3 令和6年3月以前の受診につきましては、窓口での申請が必要ですので、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

4 医療証有効期限

医療証の有効期間		
0歳から小学校入学まで (6歳になった後最初の3月31日まで)	小学1年生の4月1日から 6年生の3月31日まで	中学1年生の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3/31まで
新医療証は3月末頃に自動的に郵送		新医療証は3月末頃に自動的に郵送

5 お届け(申請)が必要な場合

持ち物: 届出(申請)者の本人確認ができるもの、子ども医療証(新規は除く)、該当する下記の追加の持ち物

	内容	追加の持ち物	受付場所			
			子育て支援課	サービスセンター(支所)	郵送*2	電子申請*3
新規*1	出生・転入等	健康保険資格が確認できるもの(「適用開始年月日又は資格取得年月日」「記号・番号」「保険者番号」「被保険者」の全て記載があるものに限る) (例)「資格情報のお知らせ」「資格確認書」マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等			○	○
変更	健康保険の変更	健康保険資格が確認できるもの(「適用開始年月日又は資格取得年月日」「記号・番号」「保険者番号」「被保険者」の全て記載があるものに限る) (例)「資格情報のお知らせ」「資格確認書」マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等			○	○
	氏名・住所の変更		○	○		
再発行	紛失または破損・汚損				○	○
喪失	市外転出				○	
	健康保険の資格喪失	保険の資格喪失を証明するもの				
	生活保護受給開始	生活保護受給証明等				
	ひとり親家庭医療への移行					
	施設入所(一時保護)	入所(一時保護)開始を証明するもの				
償還払い	3(2)参照					

- *1 新規申請をサービスセンター、郵送、電子申請で行った場合は、申請受付の約1週間後に医療証を郵送します。
- *2 郵送用書類は子育て支援課・サービスセンター・支所・ホームページで配布しています。
- *3 電子申請は市のホームページ内の「子ども医療費助成」のページから行ってください。
- ☞ 資格喪失後に、医療証を使用された場合、助成を受けた医療費を返還頂きます。

- 6 **医療証の返却** 有効期限切れの医療証は御自身で破棄してください。
 有効期限切れ**以外**の医療証は子育て支援課またはサービスセンター・支所までご返却ください。

7 **その他**

- ・公費負担医療制度(未熟児養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療・指定難病医療・精神通院医療等)を受けることができる場合は、公費負担医療を優先的に利用してください。
- ・交通事故など第三者の行為による傷病で、治療を受けたときは、子育て支援課までご連絡ください。

【問合先】岸和田市こども家庭応援部 子育て支援課 医療・療育担当(市役所 新館地下1階3番窓口)
 住所: 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL: 072-423-9623(直通) FAX: 072-423-3523(直通)